

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市子ども・子育て会議 開催結果要旨

会 議 名	第4回木津川市子ども・子育て会議		
日 時	平成26年7月30日 午後2時～4時	場 所	会議室4-3
出 席 者	委 員	別紙のとおり	
	その他出席者	なし	傍聴人の数 1人
	庶 務	子育て支援課	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 質問のあった事項への回答について</p> <p>(2) 見込み量の見直しについて 保育園・認定こども園（保育園分） 幼稚園・認定こども園（幼稚園分） 放課後児童クラブ</p> <p>(3) 子ども・子育て支援新制度への移行に必要な条例の 制定について 確認基準・認可基準・運営基準</p> <p>(4) 子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(5) 保育の必要性の認定と保育にかかる利用調整につ いて</p> <p>(6) 利用者負担額について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 次回の開催日程について</p> <p>(2) その他</p> <p>4 閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1 開会 事務局より、開会の宣言を行うとともに、小牧委員欠席 の旨伝達、会議資料の確認を行った。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 質問のあった事項への回答について</p>		

	<p>「資料1」に基づき事務局より説明</p> <p>(2) 見込み量の見直しについて</p> <p> 保育園部分 「資料2」に基づき事務局より説明</p> <p> 幼稚園部分 「資料3」に基づき事務局より説明</p> <p> 放課後児童クラブ部分 「資料4」に基づき事務局より説明</p> <p>(3) 子ども・子育て支援新制度への移行に必要な条例の 制定について</p> <p> 確認基準 「追加資料①・①-1」「資料5・8」に基づき事務局 より説明</p> <p> 認可基準 「追加資料①・①-1」「資料6・9」に基づき事務局 より説明</p> <p> 運営基準 「追加資料①・①-1」「資料7・10」に基づき事務局 より説明</p> <p>(4) 子ども・子育て支援事業について 「資料11・参考資料①」に基づき事務局より説明</p> <p>(5) 保育の必要性の認定と保育にかかる利用調整について 「資料12」に基づき事務局より説明</p> <p>(6) 利用者負担額について 「資料13」に基づき事務局より説明</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 事務局より、次回は10月31日に開催予定であることを 連絡した。</p> <p>4 閉会</p>
--	--

<p>会議経過要旨</p>	<p>1 事務局より開会の挨拶 小牧委員欠席 会議記録の署名員は、伊瀬委員</p> <p>2 議事 主な意見・質疑等は次のとおり (○：質疑・意見、⇒：質疑に対する返答)</p> <p>(1) 質問のあった事項への回答について 意見等、特になし</p> <p>(2) 見込み量の見直しについて 意見等、特になし</p> <p>(3) 子ども・子育て支援新制度への移行に必要な条例の制定について</p> <p>○放課後児童クラブについて、夏休みだけでも利用したいという意見がある。 小学校の施設を夏休み中だけでも利用できるというようなことは、何か検討しているか。 ⇒夏休みの間だけとはいえ、小学校の教室を放課後児童クラブのために借りることはできない。 定員に空きのある他の放課後児童クラブでの受け入れは行っている。</p> <p>⇒待機児童が発生している放課後児童クラブについては、条例に定める5年間の猶予期間の間に施設の拡大等を図っていきたい。</p> <p>○現在の放課後児童クラブの利用は6年生までか。 ⇒すでに6年生までの児童を受け入れている。</p> <p>○定員オーバーした場合は切られると聞いたが。 ⇒空きが出るまで、待っていただいている。</p>
---------------	--

○事業所内保育事業について、表の見方を教えて欲しい。
⇒事業所内保育所で受け入れる事業所の従業員のお子さんの人数と従業員以外の地域のお子さんの受入人数を示してある。

○条例で定める事業所内保育を行う場合は、申請する必要があるということか。
⇒事業所内保育として申請され、条例で定める基準を満たせば、認可され補助対象となる。
満たさなければ企業の単費事業となる。

○子どもの安全を考えたときに、保育士等が複数人数いた方がよいと思う。
そのあたりをご検討いただきたい。
⇒保育は国が定める基準、条例に定める基準に準じて実施する。
早朝保育・延長保育については、保健所から有資格者を最低2名確保するようにとの指導を受け、指導に基づき対応している。


(4) 子ども・子育て支援事業計画について

○障害のある児童の割合は増えているのか。
⇒事業計画書に率を明記するようにする。

○市として障害のあるお子さんを預かるための養成講座なりを受けることによって、幼稚園、保育園の免許だけでも対応できるようにしていく必要があるのではないか。
市として、人材の確保をどの様に考えているか。
⇒研修の場を積極的に活用していきたい。

○全国的な保育士不足が大きな問題となっている。
事業計画に保育士不足に対する支援等も含めて欲しい。
○保育士不足について、資格を持っている方の登録制度も考えて欲しい。

	<p>⇒木津川市だけでできることには限界がある。 国・府等による支援制度の構築に期待したい。 ⇒公営保育所での登録制度はすでに行っている。 人事が担当窓口しており、2年更新である。</p> <p>○放課後児童クラブは、軽度の障害児も利用していると聞いている。 放課後児童クラブの指導員への研修もして欲しい。 ⇒発達に課題のある児童に対する対応等の研修は、すでに実施している。今後も充実を図っていきたい。</p> <p>(5) 保育の必要性の認定と保育にかかる利用調整について ○育児休業明けでの入所申込者について加点があるという事は、4月に入所枠を確保しながら、翌年3月に育児休業を終え入所する者について、結局入所枠を1年間近く開けておくというケースが出てくるが、これについてはどうかと思う。 ⇒確かに、実際は3月に入所する者について、4月から1年間近く入所枠を確保するという事は、民間保育所については委託料の問題や、実際就労しているにもかかわらず入所できない保護者感情を考慮すると問題があるかと思われるので、平成27年度入所から0歳児の入所受付時期について検討していきたい。</p> <p>(6) 利用者負担額について ○基準額表は案の段階か。 ⇒現在、シミュレーションをおこなっている。</p> <p>3 その他 (1) 次回開催日程について 今回は10月31日</p> <p>4 閉会</p>
<p>その他特記事項</p>	

署名欄	木津川市子ども・子育て会議 会長
	安藤 和彦 
	伊瀬 祐美子 